

仙台市公民館運営審議会議事録

(令和元年7月定例会)

○ 日 時

令和元年7月4日(木) 午前10時00分～11時10分

○ 場 所

生涯学習支援センター 5階 第2セミナー室

○ 出席者

[委員] 相澤雅子委員、幾世橋広子委員、小岩孝子委員、小地沢将之委員、佐藤直由委員、
佐藤由美委員、庄子清史委員、菅澤彩香委員、傳野貞雄委員、中山聖子委員、
吉田祐也委員、渡辺博委員

[事務局] 生涯学習支援センター：センター長 佐藤、センター次長 千葉、事業係長 伊勢
青葉区中央市民センター：センター長 小嶋
宮城野区中央市民センター：センター長 大石
若林区中央市民センター：センター長 湯村
太白区中央市民センター：センター長 渡部
泉区中央市民センター：センター長 内海
生涯学習部：部長 佐藤
地域政策課：課長 大村
公益財団法人仙台ひと・まち交流財団：市民センター課長 古城

[傍聴人] なし

○ 資 料

次第

「仙台市市民センターの施設理念と運営方針」の見直し(第二次)のあり方について(答申)

協議資料1：「仙台市市民センターの施設理念と運営方針」の見直しについて

配付資料1：平成30年度「学びのコミュニティづくり推進事業」報告書・資料

配付資料2：令和元年度版「子どもと地域をつなぐパートナー 市民センターとの連携の手引き」

資料ファイル

○仙台市公民館運営審議会委員名簿

○仙台市市民センターの施設理念と運営方針(平成26年4月改定)

○諮問「仙台市市民センターの施設理念と運営方針」の見直し(第二次)のあり方について
(平成29年11月9日)

○市拠点館事業の評価項目

1 開 会

（資料の確認）

事務局：本日は、12 名の委員の皆様にご出席いただいております。仙台市市民センター条例施行規則第 10 条第 3 項の規定により委員の過半数である 8 名以上の出席を満たしておりますので、有効な会議として成立しておりますことをご報告申し上げます。

2 答 申

事務局：続きまして、次第 2 の「答申」に移ります。会長、センター長、お願いいたします。

会長：仙台市公民館運営審議会は、平成 29 年 11 月 9 日仙台市生涯学習支援センター長から『仙台市市民センターの施設理念と運営方針』の見直し（第二次）のあり方について」諮問を受け、鋭意検討を行ってきたところでありますが、今般、別紙のとおり成案を得ましたので提出いたします。

（会長からセンター長に答申が手渡される。）

事務局：ありがとうございました。只今いただきました答申につきましては、写しを資料としてお付けしておりますので、ご確認いただきたいと思います。それでは、議事に入りますので ここからは会長にお願いいたします。

会長：答申の提出は終了しましたが、これを受けて生涯学習支援センターが、どのような見直しを行うかということについて、本日と次回とで確認をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

この審議会は原則公開となっておりますが、傍聴の希望はございませんか。

事務局：本日はございません。

会長：次に議事録の署名委員ですが、前回は松田委員にお願いしましたので、名簿、座席順で、今回は吉田委員にお願いいたします。よろしく願いいたします。

3 協 議

会長：それでは、本日の協議事項に入ります。『仙台市市民センターの施設理念と運営方針』の見直しについて」ということで、先ほど答申を渡しましたが、あらかじめ提出していた答申案を受けて、事務局から資料が示されております。そのことについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：「協議資料 1」の『仙台市市民センターの施設理念と運営方針』の見直しについて」につきましてご説明いたします。

最初の 2 行ですが、先ほどいただいた答申における見直しのあり方に関するご意見を受け、「下記のとおり見直し等を行う。」としています。「見直し等」と申しますのは、これまで『施設理念と運営方

針』の見直しのあり方について」ご審議いただきましたが、いただきましたご意見は、実際の事業等における取組みの仕方・進め方についてのご意見でもあったと考えております。そこで、「施設理念と運営方針」のトピックごとに、いただいたご意見を「施設理念と運営方針」の文面の見直しという形で反映させていただく事項と、実際の事業等における取組みの中で反映させていただく事項とに分けて、生涯学習支援センターとしての方針をまとめたものです。なお、本日答申の冊子を皆様にお配りしておりますが、見直しのあり方に関するご意見は、6 ページから 15 ページに、また現行の「施設理念と運営方針」も 23 ページから 30 ページに掲載しておりますので、必要に応じてご覧いただきながらお聞きいただければと存じます。

それでは、「1.拠点館の役割の再検討及び記載の明確化について」からご説明いたします。この部分の見直しにつきましては、まず「生涯学習推進のための専門性の向上」で、東日本大震災後の知見を踏まえた防災・減災や 外国籍の方々の 地域のコミュニティでの共生等の対応について、新たな社会的課題として記載したいと考えております。また、「生涯学習に関する関係機関等との連携・協力の推進」については、学校との連携・協力の推進に向けまして「大学や市民活動団体等関連機関・団体」に 小・中学校や高等学校を明記したいと考えております。

「(2) 事業等における取組について」は、次のように考えております。まず「全市にわたる生涯学習事業の推進」については、講座等の質の確保や学習成果の発揮の機会が必要とのご意見をいただきましたが、今年度、講座数の見直しや「市民プロデュース講座」の実施を行っているところでございます。また、調査・研究等の成果の地区館への還元については、これまでもメディアテークでの「事業成果報告会」等に取組んでまいりましたが、今後も充実を図ってまいりたいと考えております。「②様々な方々への学習機会、学習情報の提供」については、手話通訳・要綱筆記付講座を継続して実施するとともに、障害のある方へのより良い学習情報提供について検討してまいりたいと存じます。また、前回、若者事業の PR 動画をご覧いただきましたが、今後も情報提供・広報のあり方について検討してまいります。「③指定管理業務のマネジメントの推進」に関しましては、市民協働の理念について、研修等の機会を捉え、職員への浸透をさらに図ってまいりたいと存じます。「④職員研修」については、社会教育施設職員研修の体系及び内容の見直しを今年度行いました。その他、昨年度から職員研修の一部で、受講者を対象に年度末アンケートを実施して、研修の成果の自己評価を実施するなどの取組みをしております。また、市民センター職員のキャリア形成として、国の機関等の研修の受講にも今後努めてまいりたいと存じます。「⑤職員への支援体制づくり」については、改善すべき課題の解決に向けて、市拠点館、区拠点館、関係部局、指定管理者の間で課題等を共有し、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「2.『震災を踏まえた市民センターの役割と取組』の記載事項の内容・構成の再検討について」でございます。この部分の見直しにつきましては、(1) の①と②に記しておりますが、「前文」を付けるとともに、「1 災害時における役割」、「2.地域の防災体制づくりへの支援」、「3.震災を踏まえた講座等の実施」の 3 項目に分けて書き改めたいと考えております。その中で、③の記載のとおり「1.災害時における役割」として、市の地域防災計画の記載内容・表現をもとに、乳幼児や高齢者、障害のある方等への配慮や震災時における女性の視点を取り入れた避難所の開設等における役割について記載したいと存じます。④では、「2.地域の防災体制づくりへの支援」での役割として、地域の防災体制の構築に関して、小・中学校との連携について記載していくことを記しております。⑤は「3.震災を踏まえた講座等の実施」に関する内容で、仮設住宅支援や復興まちづくり支援までの復興に至るプロセスごとの経験や教訓等の蓄積および次世代への継承、育成

の視点を持った発信等の取組みについて記載したいと考えております。

「(2) 事業等における取組みについて」では、以前審議会でご紹介した高砂市民センターや六郷市民センターの取組みのような情報を共有し、各館の事業実施の参考とできるよう支援してまいりたいと考えております。

「3 『.市民センター施設理念と運営方針』の記載事項の内容・構成の再検討について」でございます。この部分の見直しにつきましては、市民センター利用者の安全・安心の確保とともに、信頼される、信頼に応える施設運営について記載したいと存じます。

事業等における取組につきましては、事業運営懇話会等を活用しまして、事業実施に際しての課題や改善点などを地域の各種団体と共有することにより、市民サービス向上に引き続き取り組んでまいります。また、SNSによる広報、講座の参加申込手続等の電子化、情報の一元化等については、市民センターだけではなく、関係部局と課題等を共有してまいりたいと存じます。

なお、前回の審議会で、市民センター以外も含めて生涯学習・学びに関する情報が得られるようにするとよい、というご意見をいただきました。ホームページにリンクを貼るなどの取組みはすでに行っているところですが、より分かりやすい情報提供ができるよう工夫してまいりたいと考えております。

「4. 全体、他の項目への意見について」では、「市民センターに関わる方々への『施設理念と運営方針』の浸透」と「継続可能な開発目標（SDGs）について」という2点を挙げております。この2点は、今後の「施設理念と運営方針」の活用や市民センターの運営に重要な視点と考えまして、特にこちらに記したものです。

以上、「仙台市市民センターの施設理念と運営方針」の見直しにつきまして、生涯学習支援センターの方針を説明させていただきました。本日、このあといただくご意見も含めて「施設理念と運営方針」の見直しをいたしまして、今期最後となる次回審議会でお示ししたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

会長：ありがとうございました。審議会で提出した答申に基づいて、生涯学習支援センターが「施設理念と運営方針」の見直しをどのようなポイントで行っていくか説明をいただきました。答申案に沿った形で見直しを行い、記載あるいは明記したいという事項と、取組として行っていくものが示されています。特に、「震災を踏まえた市民センターの役割と取組」については、審議会でも数多くご意見いただきましたので、この部分については3つの項目に分けてしっかり記載していくという見直しの方針が2ページに示されています。全体として出された意見を受け、今までの「施設理念と運営方針」には組み込まれていなかった持続可能な開発目標（SDGs）についても、取組として行っていくということを示されています。

答申で出された意見を踏まえて、見直しを行うということが示されているのではないかと思います。これに基づいて、次回、実際にどのような見直しになったか提出していただくこととなります。この資料は、事前に配付されておりましたので、目は通されたかと思えます。答申も、内容的には、前回の審議会で特に修正意見がなかった答申案そのままという形になっていますが、さらに こういったところをもっと見直しに入れてほしいなどありましたら、ご意見ください。

お願いいたします。

委員：答申については、付け加えることはないという立場でございます。これからは、運営・運用

をどうするかということにポイントが移っていくのだろうと思います。その点で、少し感想を述べさせていただきます。1 ページの「(1)見直しについて」の②で、今回、小・中学校や高等学校を明記するとなりました。本来、学校との連携は当然としてあったはずですが、実態としては、バラつきがあるように思えます。ここに改めて明記することにより、校長先生をはじめ学校関係者が市民センターとの連携を認識し、学校行事を行う際に市民センターの知恵や力を借りる、市民センターを通じて地域の皆様方の力を借りる、ということになればよいと思っています。これまで、学校長の市民センターについての認識にバラつきがあるように感じられる体験を实际にしていますので、ここに特に「小・中学校や高等学校」を明記したという事の重さを、関係者の皆様に認識、共有していただければありがたいと思います。また、この生涯学習支援センターにもいらっしゃいますが、市民センターの社会教育主事として勤務した後、現場に戻る学校教諭の方達の働きもとても大事なのですが、学校に戻ってから、市民センターで養ったスキルあるいは経験を活かしているのか少々懸念しているところです。これも学校長の考え方次第ではないか、学校の中の雰囲気も大変影響があると思いますが、嘱託社会教育主事の方達にその情熱や能力を発揮できる環境を用意してあげられているか、注意深く見ていかなければならないと思っています。

「震災を踏まえた市民センターの役割と取組」で、「災害時における役割」をこのように書いていただいてよかったですと思います。8年前の東日本大震災発災時、指定避難所になっていなかったということで、市民センターが批判を受けた部分がありましたが、被災をされた方達を受け入れたセンターもありました。例えば、高砂市民センターの当時の館長さんは、本当に献身的に取り組まれました。指定避難所に指定されていなかったという行政上の仕組みもあって、その狭間で大変苦労されながら、受け入れを決断して、全国的にもあるいは世界的にもその活躍ぶりが評価されましたが、これはそうならざるを得なかったということで、その反省から地域防災計画の見直しが行われました。指定避難所は、基本的には学校です。市民センターは補助避難所となっていますが、その補助避難所のあり方について、連合町内会を中心とした地区で認識がないところがまだあります。防災訓練の際、地域に住む市民の皆さんから、「学校は遠い。」「近くに市民センターがあるのに、なぜここではだめなのか。」という意見が今でも出ます。「災害時の役割」にこのような事柄を明記するだけで終わらせず、危機管理室など関係機関と連携を取りながら、地域防災計画は合理的に組み立てられており、それに沿って行動すれば皆さんにとって最高の体制になるはずだということを地域の皆さんにご理解をいただき、認識の共有を進めていただきたいと思います。この審議会での委員の皆さんの意見をよくお聞きいただいて、整理され明記していただいたことに、事務局はもちろん、会長・副会長に感謝いたします。

会長：ありがとうございました。「1.拠点館の役割の再検討及び記載の明確化について」の見直しに関しては、②の関係機関等に小・中学校や高等学校を明記することについての意義と、それを実質化させる工夫を学校と連携して行ってもらいたいというご意見がありました。2の「震災を踏まえた市民センターの役割と取組」については、「1.災害時における役割」で補助避難所としての市民センターの役割を明確にすることの必要性についてご意見をいただきました。今のご意見も踏まえて、さらに踏み込んでいただければと思います。

他の委員の皆さんからもどうぞ。はい、お願いいたします。

委員：昨日、一昨日と九州で豪雨があって、住民の皆さんが避難所に駆けつける姿がテレビ放映さ

れていたのですが、その中で「申し訳ございません、席が満杯になりました。他の避難所に行ってください。」という立て看板が映し出されていて、ショックを受けました。「そんなことがあるのか。廊下や他の部屋も空いているのに、その部屋が満杯になったから他に行ってくださいと言われてたら、あれほどの雨の中、高齢者などはどうするのか。」と非常に不安に思い、仙台ではどのようになっているのか気になったところです。「他の避難所に行ってください。」ということが仙台でもあり得るのか確認させていただきたかったことが一つ。

もう一点、今月号（令和元年7月号）の市政だよりの2,3ページに、「もう一度、社会へ踏み出す一歩を」として、ひきこもりの現状のほか、仙台市ではご本人やご家族にさまざまな支援や相談を行っているので、社会へ一歩踏み出してみませんかと呼びかける内容の特集が掲載されました。最近、テレビでもそうした報道がされているのを目にしている、「ひきこもりの人は数多いのだな、当事者の人は大変だろう。」と思っていました、これほど切羽詰まった深刻な問題だということが分かり、仙台市の取組はすばらしいと思いました。市民センターでも、一歩踏み込んだものとして「皆さんが出てきてくれるのを待っています。」というような言葉を一言入れてもらえるとうれしいです。

会長：ありがとうございます。今、九州では、全市で避難指示が出されるような大変な事態になっているようですね。お話しのあったニュースは見ませんでした。が、「避難所がいっぱいになったので他に行ってください。」などと掲示されていたら、確かに困ってしまいますね。

委員：その避難所には、電話予約の上入った人もいたということも聞いて、これもまた驚いてしまいました。私達が被害を受けた震災とは状況が異なると思いますが、またいつどこでこのような豪雨等の災害が起こるか分からないので、そのような時の対応の仕方について徹底すべきではないかと感じました。

会長：今のご質問で分かる部分があれば教えてください。市政だよりの記事は私も読みました。ひきこもりという言い方をしてよいのか分かりませんが、そのような方ご本人やご家族へのサポート体制が仙台市にもあり、市民センターでも何らかの形で連携して関わっていければよいのではないかというご意見かと思えます。

事務局：今回の改定の見直しの方針では、「市の地域防災計画の記載内容・表現をもとに」と書かせていただきまして、先ほど、委員からもこの計画は合理的に作られているというご意見をいただきました。避難所運営については、市民センターだけではなく仙台市全体で、地域防災計画に基づいて運営方針等を合理的に作っておりますので、他の避難所に行ってくださいということではできるだけないようになっているものと思えます。

ひきこもりについては、最近ニュースでも話題になっていますが、市民センターでも、そのような状態にある方等への支援といった視点は必要だと思います。市民センターで直接このような取組を行っているかについては、私もあまり聞いたことがないのですが、少し関連したお話をさせていただきます。ひきこもりとはまた異なるのですが、退職後の男性は、あまり地域に出ようとしない。それを出てくるようにしたいということは、色々な場面で言われていて、市民センターでもそのきっかけ作りができないか、と地域の方々と協力して取組を行っています。なかなか難

しいところがありますが、そのような課題があることを認識して、取組を進めていきたいと思
います。

会長：高齢者に関しては、一人暮らしの方等に様々な活動に参加していただくという取組が、市民
センターの事業の中で色々で行われています。ひきこもり関連では、NPOなどが就労支援等
を行い、かなり効果が挙がっているという新聞記事なども最近出ていますが、市民センターがその
ようなところまで事業を広げていけるかどうかは、これからの課題かと思えます。

他の委員の皆さんもどうぞ。これから、実際にこの見直しの方針を踏まえて事務局が作成した
「市民センターの施設理念と運営方針」の改定案が出されてきますので、ここに記載されている
ことの中でも、もっとこのようなところを突っ込んでほしい等ありましたらお願いします。

委員：避難されてきた方の受け入れについて、館長が判断できるという権限の委譲がどの程度ある
のか、今回の件は、備蓄している物品や食糧が間に合いそうにないということで断ったのか実情
は分かりませんが、このことについては、心配になりましたので、ぜひお答えを聞いておきたい
と思えます。人数が施設のキャパシティを超えた場合、特に今回は90万人を超える方々に対して
避難指示が出た訳ですが、そのような多くの方に避難しろと言ってもどこに避難すればいいのか。
災害は突然ですから、行政の方も対応しきれない部分も色々あると思えますので、ある程度、
現場の館長さんにお任せする権限の委譲ということをシステム化した方がよいのではないかと
いうのが、私からの提案です。

会長：ありがとうございます。非常に現実的な問題になってきました。全市民避難と言われても、
本当に全市民が避難できる場所があるのかどうか。気象庁は、人命に関わるので避難してくださ
いと言いますが、行政側の施設として、何万人という市民を受け入れられるような体制に本当
になっているのか、その辺は確かに問題だと思えます。仙台市も、100万人超の全市民が避難す
るという事態が起きるかもしれません。その時にどうするのか、想定は難しいところではあると思
います。

他にどのようなことでも、何かありますか。

委員：「震災を踏まえた市民センターの役割と取組」で、色々意見をいただきまして、今
回このような形でとても丁寧に項目分けをし、見直しについて検討いただきありがとうございました。
私が何度も申し上げていたのは、市民センターの災害時における役割は、避難期間に限定
するのではなく、むしろそこから防災に繋がるまでのプロセスが住民にとっては非常に長かった
ことに留意することです。津波被災地域においては特にそうだったのですが、その期間において
高砂市民センター、六郷市民センター、七郷市民センター等は様々なコーディネート機能を発揮
してきたと思えます。これは事業という部分からは見えにくい部分だと思うのです。事業ベース
というよりは、その間に市民センターの中に蓄積されていた、震災前後のその地域の姿を伝える
アーカイブとして地域情報を提供し地域住民に力を与えたり、職員さんが住民に寄り添って地域
を励ましていったという行間のような部分がとても大きかったと思えます。記載はしづらいとは思
いますが、その部分が市民センターの役割として大きかったと思えますので、災害時における
役割を避難期間に限定することなく、もう少し広いレンジで考えていただければと考えています。

会長：ありがとうございます。「1. 災害時における役割」と「2. 地域の防災体制づくりへの支援」を繋ぐ部分というところですね。それぞれが分断されている訳ではなく、災害時において色々な役割を果たしつつ、それを次の地域での減災・防災にどう繋いでいくかということを書いてほしいというご意見だったと思います。

その他いかがでしょうか。

委員：震災の時に、市民センターと学校に避難した人との間に温度差が生じていた地域もあったようで、これからはそのようなことがないように、重要な事柄について連携できるようにしていきたいと思っています。六郷市民センターでは、毎年1月に実施している「鎮魂の花火」のように、小・中学校や地域の方、年配の方から幼児まで集まって、地域で防災について考える機会を多く設けています。大人事業の「わたしのふるさとプロジェクト」として、様々な年代の方が加わり、夏祭り開催のための資金集め等色々と工夫して行っている。非常に大事なことだと思うので、このようなことが広がっていけばよいと思っています。

会長：ありがとうございます。「震災を踏まえた市民センターの役割と取組」の「(2) 事業等における取組について」で、高砂市民センターや六郷市民センターなどの事業を踏まえて、そのような先進的な取組の情報を共有して、他の地区館でも実施できるように支援していくと書かれていますので、おそらく、今委員が言われたようなことが反映されていくのだろうと思います。

いかがでしょうか、どなたでも結構です。

委員：今回示していただいた「見直し」の方針で、関係機関との連携や地域の皆さんとの関係といったところについては、今までも繰り返し言われてきたことですので、もはや次の段階として、実質的にどのような役割分担をしていくべきか、パートナーシップを築いていくべきかということまで明記していくのが、次回改正に期待されているところなのではないかと感じました。たとえば、「1. 拠点館の役割の再検討及び記載の明確化」の「(1) 見直しについて」、「② 生涯学習に関する関係機関等との連携・協力の推進について」に記載されている、小・中学校や高等学校との連携は今までもあったかと思いますが、できていないところもあって、そのできていないところをどのようになくしていくかということが示されていくべきなのではないかと思いました。そのことにより、災害時の対応のような場合でも、地域の学校と市民センターのパートナーシップによって避難者の受け入れをお互いに融通し合ったり、どちらかができないことをフォローするというような関係につながっていくと思っています。

同様の観点ですが、「3. 『仙台市市民センター施設管理の運営方針』の記載事項の内容・構成の再検討について」の「(1) 見直しについて」で「②信頼される、信頼にこたえる施設運営」という、やや抽象的な表現にとどまっていますが、答申を作る際、そこに地域の方々が主体的に管理運営に入ってくる可能性があるのではないかとということまで踏み込んだ議論をしていたかと思います。現在の市民センターへの市民の皆さんの期待感というのは、従来の要求水準書に書かれていることをはるかに超えるものになっており、指定管理者が、全てを仙台市のサービスとして行おうとすると無理が出てしまうと思いますので、その部分の「役割を開いていく」という段階に入っていく兆しが見える見直しになっていくとよいと感じました。

会長：ありがとうございます。この先が本当は大事であるということですね。見直しの方針では、小・中学校や高等学校との連携や信頼される運営といったことは言われていますが、それを具体的にどうしていくかという先のところが、もう少し見えるようにしてほしいですね。この「施設理念と運営方針」の中で具体的に書くのは難しいところだと思いますが、全てを市民センターだけで背負っていくのではなく、市民にも少し委託をしたり、信頼関係の下で何かを行うという具体的な取組が必要になってくるということだと思います。できればそこまで踏み込んでほしいというご意見かと思います。

委員：今のお話を全くその通りと思って聞いておりました。同じようなことが、たとえば「1. 拠点館の役割の再検討及び記載の明確化について」での「④職員研修について」の箇所でもあるかと思います。見直しの内容はこれでよいと思いますが、「課題等を共有し、取組む。」という言葉が出ている訳ですから、この先、部局を越えて人事交流をした、部局横断的に会議をした、会議でこういう結果が出たといった、さらに具体的なことがあれば、見直しをして具体的に取組んでどうだったと次に進めると思うのです。この見直しは見直しとしても、やはり具体的なことに触れた文言があるとよかったです。とくに、「④職員研修について」は色々と具体的な取組が書かれているだけに、「⑤職員への支援体制づくりについて」では、もう少し何か具体的な記述があるとよかったですと思いました。

会長：ありがとうございます。この「見直し」で、具体的な事項を書くこと自体は、事業への取組になっていくので難しいかと思いますが、より学ぶ、人事交流する、専門性を育成するにしても、それを実現するという意気込みが文章の中にしっかりと込められているとよいということかもしれません。「見直しをします。」「連携を強めます。」と一般には書かれますが、では、どのように強めるのかということが本当はあった方がよいと思います。この見直し案の中で示すのは難しいとは思いますが、そのような意気込みが表れているとよいというご意見だと思います。

委員：今、「役割を開く。」という言葉が非常にわかりやすいと思いながら聞いていました。クオリティを求められるものを維持しよう、高めようとする現場も疲弊してしまうし、住民サービスといっても、できない部分ではしっかりと地域に役割を開いて、共により良い形を目指すという意識づけをしていくのはとても大事だと思っています。その中で、職員の皆さんや館長さんを含めた現場でリーダーシップをとる方々の統制力といいますか、スキルなのか、知識なのか、そういったものも併せて提供していかなければ、地域の方に自分たちだけではできないことを一緒にやりましようと呼びかけていく体制を作ることも難しいのではないかと思います。ですから、「④職員研修について」に戻るかもしれませんが、その中でより具体的に、職員の方にも地域に開いていこう、役割を求めていこうという意識づけをしていくことも非常に大切だと思いました。

会長：はい、確かにそうですね。市民センターの役割は役割としてあるとしても、より協働を進めるといって意味で役割を開いていくということ、職員の育成や専門性の向上の中にも含めて考えてもよいのではないかというご意見かと思います。

他に何かございますか。

委員：私は学校の立場からお話をさせていただきます。先ほど、小・中学校の中には、市民センターとの連携を図っていない学校もままあるという大変厳しいご指摘もいただきましたが、地域連携というのは、学校にとって大変大きな柱となっております。仙台市では、地域と共に歩む学校ということを掲げて学校経営を進めているところですので、地域のまずは一番の柱となっているのは市民センターではないかと感じております。子どもたちが地域の方々や地域の機関と関わっていく中で、小学校であれば、やはりお力をお借りすることが多いのですが、中学生になると、地域に自分たちの力をどのように還元していくかという視点に移っていくところがあります。小・中学校間で連携して、地域との関わりについて各中学校区でも詰めて行く必要があるのではないかと考えておりました。

それから、「震災を踏まえた市民センターの役割と取組」の「2. 地域の防災体制づくりへの支援」で、若手の人材育成というのが大変難しいとは思いますが、将来力になれるような中学生を今動かすことが一番ではないかと感じているところです。中学生も加えると明記されておりますし、小学生がそういった中学生の姿を見ることで、将来自分たちがこのように動くのだと感じてくれるのではないかとも思いますので、この審議会で勉強させていただいたことを学校現場で広めていく必要があると思いました。

会長：小・中学校と地域、市民センターとの連携はもちろんですが、小学校と中学校の間の連携もしっかりと繋いでいく必要があるということです。富谷市のある地区では、地区の防災訓練で中学生が主体となって色々と動いているという事例が、去年の新聞等で紹介されておりました。中学生が色々な役割を担って地域住民の人たちと協働していく。中学生というのは、子どもではあるが、それなりの役割を担ってくれるという面も確かにあると思いますので、そういった取り組みも地域の中で一緒にしていければよいと今のお話を聞いて思いました。

委員：今、重点的にやるべきことについては、色々な面から多くのご意見が出されていて、市民センターとしても、このようなところをやっていくということを繰り返しご説明いただきました。市民センター、特に、今回は拠点館の役割についての検討を行ってきましたが、今の現状を本当に理解してそれを説明できるという状況を準備すること、全体像を把握しそれを共有できる状態にしておくこと、何があっても常に対応できるという認識を持つということを拠点館がしっかりと担っていければ、具体的な事案については各市民センターごとに対応していけるのではないかと。災害等いつ何が起きるかわからないことについては、現場ではその場その場での対応に追われてしまうというのはこれからも変わらず、満足がいくことはないのだろうと思えます。

先ほど「役割を開く。」というお話がありましたが、色々な方にご協力いただいて運営するということに対しての準備あるいは心構えといったものや具体的な調査・研究ということを、事業や日常業務と並行して行政の方がしっかりとしてくださることが安心感につながっていると思います。必要なことを常にパッと出せるだけの深い理解を持っていただければよいと感じているところです。仙台では、学校や地域の方々が現場で動かれているケースが色々見えてきて、希望が持てると思っています。具体的な事例を示し情報を共有していければ、何か起きたとしてもすぐに対応できるだろうと皆が期待できる運営をしていけるのではないかと思いました。

会長：拠点館が拠点館であるべき姿としては、普段の取組はもちろんのこと、特に災害時、どのよ

うなことに對しても常に対応できるような専門性等が拠点館の職員には必要だろうということ、それがあってこそ各地区のセンターで抱える問題についてすぐに答えることができる、あるいは市民の方々の抱える問題にも答えることができるということだったと思います。仙台市は、100万人を超える大都市であり、住民も非常に多様ですので そういった多様な住民が住んでいる地域での様々な課題等を常にアンテナを張って認識し共有するということが非常に大事なのではないかと思います。それができるのがまさに市民センターでもあるかもしれないということだと思います。ありがとうございます。

全てのご意見をこの「施設理念と運営方針」の見直しの中に入れ込むというのは難しいかもしれませんが、今日、委員の皆様から出た意見は、見直しの方針はこれでよいし、地域連携を図るのはもちろん当然でよいのだが、さらにその先のことをしっかりと描いていってほしいということです。先ほどのお話では「役割を開く。」という言い方をされていましたが、単に連携という言葉だけではなく、どのような連携をしていくのかといったことを見越した見直しをしてほしいということだと思います。

答申に基づいた市民センターの見直しをどのようなポイントで行うかについて説明を受け、それについて、委員の皆様にご意見を出していただきました。ありがとうございました。

本日の協議事項は以上になりますので、あとは事務局の方へお返しいたします。

事務局：ありがとうございました。それでは、次第の「4 その他」になります。配付資料1と2について紹介させていただきます。配付資料1は「平成30年度『学びのコミュニティづくり推進事業』報告書・資料」で、少し厚めの白い冊子、配付資料2は青い冊子で、「令和元年度版『子どもと地域をつなぐパートナー 市民センターとの連携の手引き』」です。ただいま審議いただきました学校と市民センターとの連携に関連もごございますので、紹介させていただきたいと思います。

それでは、担当から説明いたします。

事務局：配付資料1から説明いたします。「学びのコミュニティづくり推進事業」とは、子どもの健全やかな成長を支援するための地域ネットワークづくりを目的として、小学校や中学校、PTA、学校支援地域本部、「おやじの会」などの学校関連団体のほか、町内会などの地域団体、地域の市民センターやNPO、企業等、3つ以上の団体が連携し、中学校区または小学校区の児童・保護者・住民等を対象に、子どもと大人との交流や、自然体験、社会体験等の事業を行うものです。平成13年度から始まり、平成30年度は5団体が仙台市の委託を受けて実施しました。委託期間は最長3年間ですが、委託期間終了後も自主的に活動を継続している団体が28団体あり、昨年度は計33団体がそれぞれの地域で活動を行いました。生涯学習支援センターは、事業所管課として、学校関連団体等への広報、委託契約や委託料に係る事務、報告書のまとめ、研修会の開催などを行っております。団体の事務局機能を担う区中央市民センターや地区市民センターもあるほか、活動団体を集めて連絡会を開催する区もごございます。この度、平成30年度の各団体の実績報告がまとまりましたので、配付させていただきました。お時間のあるときにでもご覧になっていただければ幸いです。なお、今年度は9団体への委託を予定しており、現在5団体と委託契約を締結しております。

続いて配付資料2でございまして、「令和元年度版『市民センターとの連携の手引き』」という冊

子で、小学校・中学校に向けて、市民センターの活用について案内したものでございます。小学校や中学校では、職場体験や外部講師の起用など地域の力を学校教育に取り入れる場面が増えてきていますが、なかなか地域との繋がりが見出せずに悩まれることもあるようです。そのような際に、市民センターのコーディネート機能や情報ステーション機能などを活用していただきたいと考え、市民センターの施設概要、市民センターができること、市民センターへの相談の仕方などを記載しております。例年この時期に作成し、学校に配布しております。新年度版ができあがりましたので、本日、委員の皆様にも配付させていただきました。

配付資料については、以上でございます。

事務局：以上、配付資料について紹介させていただきました。この件につきまして、委員の皆様から何かございますか。

委員：資料のご提供ありがとうございます。委託事業の件も、手引きの作成も毎年されているとのことですが、長らく委員を務めていながら初めて拝見いたしました。毎年ご案内頂けると、取り組みの様子がとてもよく分って良い資料だと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

事務局：これまでご紹介せず申し訳ございませんでした。どうもありがとうございます。他にございますか。お願いいたします。

委員：市民センターから小・中学校に対して、このように素晴らしいアプローチをされているということを知り、驚きました。先ほど、学校によって地域との連携にかなり温度差があるというお話があったかと思いますが、これだけのアプローチを受けていて、なぜそのような差が出てくるのか、地域ごとに様々な事情があるとは思いますが、少々意外な印象を受けたところです。

事務局：ありがとうございます。資料以外でも何かございますか。

委員：この資料は、先生向けですよ。市民向けといいますか、市外からいらして、市民センターについてはよく分からないが、具体的なきっかけがあれば何か活動してみたいというような方に向けたものは、特別に準備されていないのでしょうか。市民センターの事業紹介等の冊子は何度か拝見したことあるのですが。

事務局：市民センターでは、各館で毎月市民センターだよりというものを作成して地域に配布しています。行事等の紹介が中心ではあるのですが、その中で市民センターのコーディネート等の役割についてもご紹介するといった取組は行っています。

委員：具体的にどのようにどのような手順で相談すればよいのか、このようなケースであればこのような相談をできるといったことが、この先生向けの資料はとても分かりやすい。このような切り口があれば、市民センターの名前だけは聞いたことがあるといった方でも、どういう立場の方

でも、相談するきっかけがしやすいのではないかと、色々な場面で使える可能性があるのではないかと思いました。

事務局：ありがとうございます。この冊子は、学校の先生方を対象に、地域の講師の方をご紹介するといったことで市民センターもお役に立てないかという趣旨で作っているものです。市民の方に対しましては、地域で活動しているサークルをご紹介するといったことについて一番お役に立てる機会があるのではないかと思いますので、そのようなことにつきましては、先ほどの市民センターだよりも含め、機会をとらえてPRしていきたいと思えます。

委員：こちらの冊子は、学校ごとに1部ずつ配布されているのでしょうか。

事務局：小・中学校に3部ずつお渡ししております。

委員：今、ほとんどの中学校区に学校支援地域本部があると思いますが、私が住む南小泉中学校区では、近隣の小学校が、昨年できた学校と一昨年できた学校の2校ありまして、今年から中学校区で連携を図ろうということで7月に2つの小学校も交えて2回目の合同会議があるのですが、この冊子が学校支援地域本部にも渡るようにしていただければとても参考になると思いましたので、その旨学校にお渡しするときに明記していただければと思います。ちなみに、中学校では、掲示板に毎月市民センターだよりを生徒の目に見えるところに貼っているのです、ご報告させていただきます。

事務局：学校支援地域本部にも配布できるよう考えてまいります。

事務局：委員の皆様方から他にございますか。よろしいでしょうか、どうもありがとうございました。

今後の会議日程でございますが、8月29日（木）の午前10時より、会場はこちら生涯学習支援センター5階第2セミナー室を予定しております。開催通知は開催1か月前を目安にお送りいたしますので、ご欠席の場合は事前にお知らせいただければと存じます。それでは以上で本日の会議を終了いたします。

会 長

会議録署名委員
